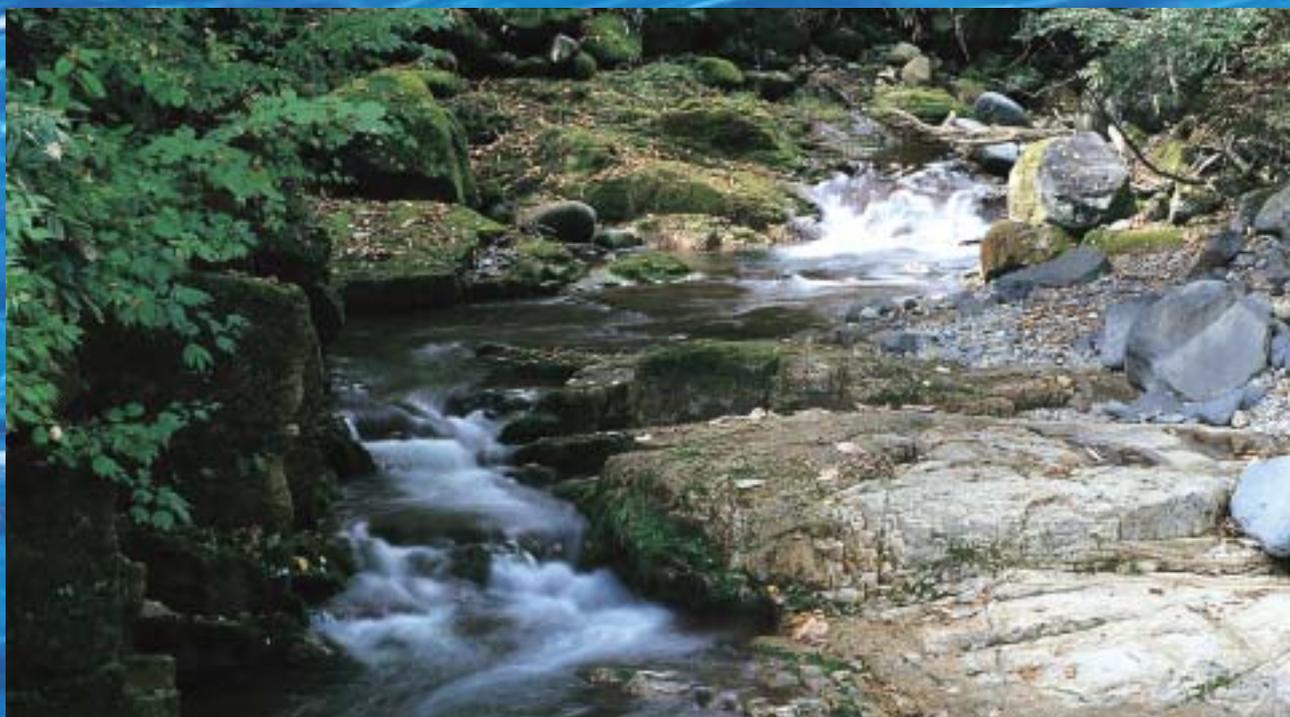


岐阜県の豊かな水環境を守るために

単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽へ 切り替えましょう



写真提供：(社)岐阜県観光連盟

川の水を汚しているのは・・・

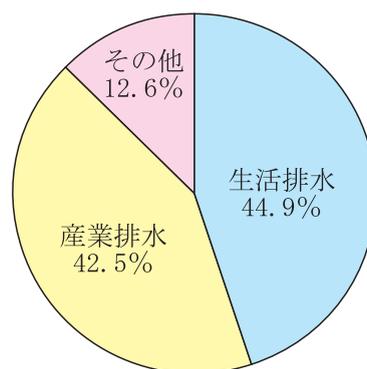
川の汚れの原因としては、工場等からの産業排水と県民の日常生活による生活排水に大別されます。

産業排水の水質汚濁割合は「水質汚濁防止法」などの規制により年々減少している一方で、生活排水の割合が増加しています。

台所でお茶碗一杯のみそ汁を流すと、魚が住むことのできる水質を取り戻すためには、浴槽（1杯約300L）4.7杯分の水が必要となります。

川や海の水質を保全するためには、生活排水の処理対策を進めることが重要ですが、その切り札として期待されているのが生活雑排水（台所排水、洗濯排水、浴槽排水など）を併せて処理できる合併処理浄化槽です。

河川の水質の汚濁割合



平成17年度(総量規制地域内のCOD値)
県 地球環境課調べ

合併処理浄化槽できれいな水を自然へ

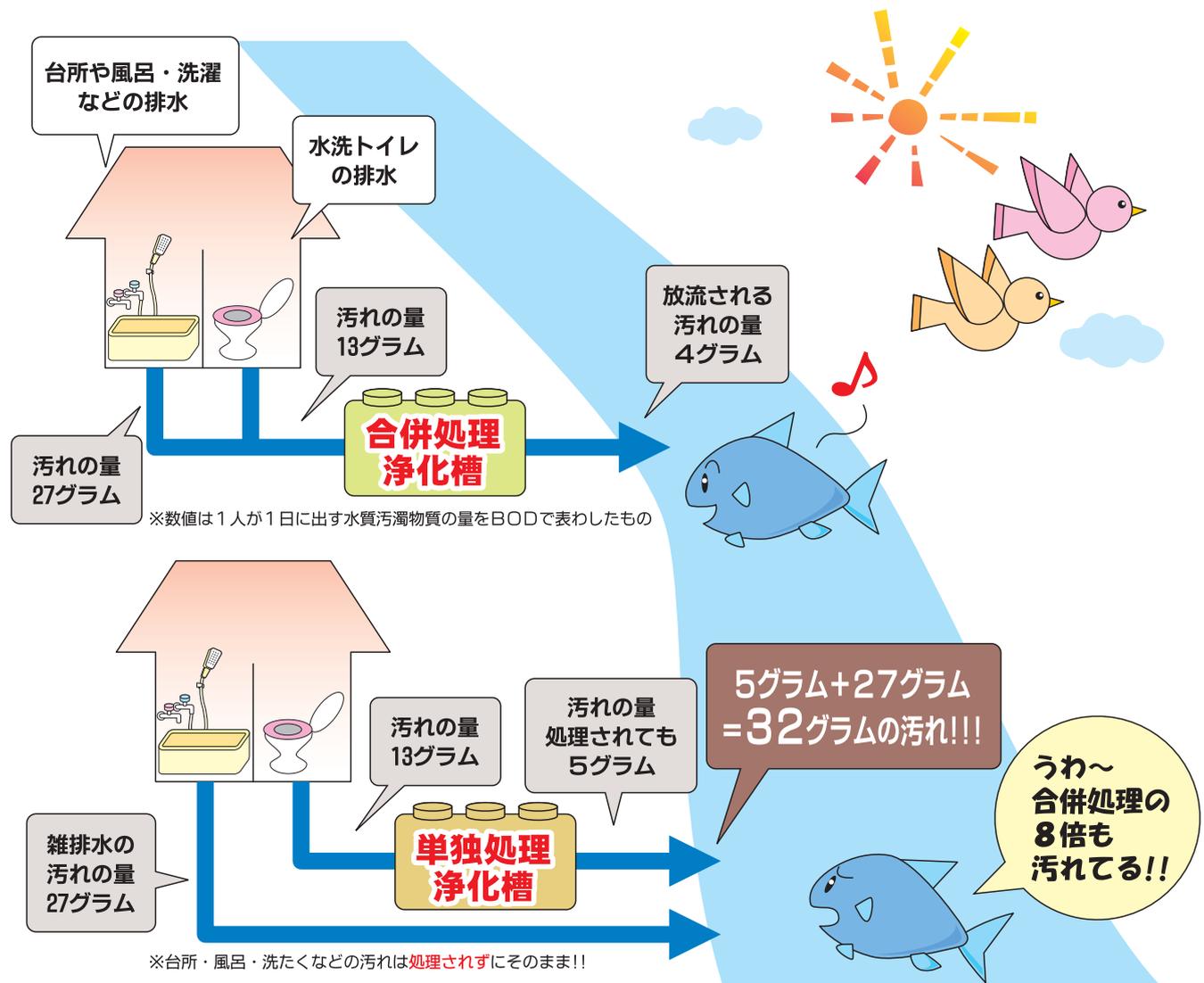
家庭に設置される合併処理浄化槽は、BOD除去率90%以上、処理水質BOD20mg/L以下の性能を有しています。自動車1台分の敷地に設置できる小規模な装置で、下水道と同程度の水処理が可能です。

● 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽のちがい

家庭の浄化槽には、トイレ汚水だけを処理する「単独処理浄化槽」とトイレ汚水と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）を併せて処理する「合併処理浄化槽」があります。家庭から出される生活雑排水は、くみ取りや単独処理浄化槽を使用している家庭では、ほとんどが未処理のまま、河川等へ放流されています。

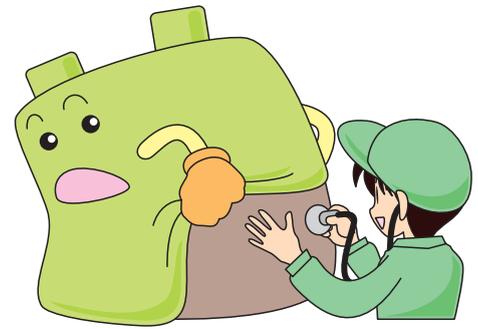
● 合併処理浄化槽を設置しましょう

県内で既に設置されている浄化槽の約71%は単独処理浄化槽です。浄化槽法では、河川等の汚染を防止するため、新たに単独処理浄化槽を設置することを禁止するとともに、既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならないとされていますので、皆様方の取組をお願いします。



浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物が活動しやすい環境を保つため、維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、「3つの義務」といわれる法定検査・保守点検・清掃がありますが、浄化槽法によりそれぞれ定期的に行われることが義務づけられています。



3つの義務 その1

● 指定検査機関による法定検査を受けてください（浄化槽法第7条、11条）

浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した時点から5ヶ月以内に1回と、その後毎年1回岐阜県知事が指定した検査機関の実施する水質に関する検査（法定検査）を受けなければなりません。

指定検査機関：財団法人 岐阜県環境管理技術センター

岐阜市六条大溝4丁目13番6号 電話 058-276-0321

3つの義務 その2

● 保守点検は登録業者に（浄化槽法第8条、10条）

保守点検は、浄化槽の装置・機械が正しく働いているか点検し、調整・補修を行ったり、消毒剤の補給などを行います。岐阜県及び岐阜市では浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されていますので、それぞれの登録業者へ委託をしてください。

登録業者や保守点検回数に関するお問い合わせは、最寄りの県振興局又は岐阜市役所へお尋ねください。

3つの義務 その3

● 清掃は市町村長の許可業者に（浄化槽法第9条、10条）

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業を清掃といいます。これは市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うこととなっていますので、1年（全ばっき方式は6ヶ月）に1回、許可業者へ委託してください。

許可業者については、お住まいの市町村役場へお尋ねください。

「浄化槽らくらく一括契約」は浄化槽法で定められた法定検査、保守点検、清掃が同時に契約できる便利なシステムです。また、料金が割安になると同時に、浄化槽の故障に対し一定の保証があるなどのメリットもあります。

浄化槽らくらく一括契約のお問い合わせは
岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会 へ

岐阜市六条大溝4丁目13番6号 電話 058-276-0306

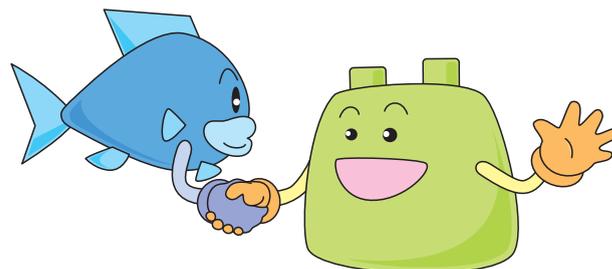
URL: <http://www.tin.or.jp/~eel/raku/>

合併処理浄化槽の設置を応援しています

合併処理浄化槽の設置には、補助制度があります

合併処理浄化槽を新たに設置する場合には、市町村の補助制度があります。

岐阜県の豊かな水環境を守るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えをお願いします。



● 合併処理浄化槽の補助制度

下水道が一定の期間整備される計画のない地域において、合併処理浄化槽を設置する場合には設置費用の一部を補助する市町村が多くあります。国（環境省）及び県では、補助制度を設けている市町村に対し、その費用の1/3づつを負担することとしています。

現在では、県内42市町村のうち、36市町村が補助制度を設けており、平成19年度には1,924基の合併処理浄化槽に対し補助金を交付しました。

5人槽を設置した場合の標準例

工事費（浄化槽本体＋設置工事費） 830,000円			
個人負担（6割）498,000円	補助金（4割）332,000円		
	市町村（1/3）	県（1/3）	国（1/3）

※工事費については、土地・建物の規模などの状況で増減します。
また、補助の有無、補助金額は市町村によって異なります。詳しくは市町村役場へお尋ねください。

● 単独処理浄化槽撤去費用の補助

既に設置している単独処理浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽を新たに設置する場合には、撤去費の一部を補助する制度を設けている市町村もあります。

このパンフレットについてのお問い合わせは・・・

岐阜市自然共生部水環境課 058-265-4141 (代)
岐阜振興局環境課 058-264-1111 (代) 西濃振興局環境課 0584-73-1111 (代)
揖斐事務所環境課 0585-23-1111 (代) 中濃振興局環境課 0574-25-3111 (代)
中濃事務所環境課 0575-33-4011 (代) 東濃振興局環境課 0572-23-1111 (代)
恵那事務所環境課 0573-26-1111 (代) 飛騨振興局環境課 0577-33-1111 (代)
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 058-272-1111 (代)